

○栗原市園芸振興補助金交付要綱

平成19年3月26日

告示第29号

改正 平成22年10月22日告示第161号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の園芸特産物等の生産振興を推進するため、市内に住所を有する農業者団体及び生産組織等（以下「農業者団体等」という。）が行う園芸作物振興事業に要する経費に対し、予算の範囲内において栗原市園芸振興補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し栗原市補助金等交付規則（平成17年栗原市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業等)

第2条 補助金の交付対象となる事業の内容、その採択要件、事業及び年度ごとの補助率等は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に定める事業又はこれに類する事業に関し国又は県から補助金の交付を受けるときは、交付対象としない。

(事業計画の承認等)

第3条 園芸作物振興事業を実施しようとする農業者団体等は、園芸振興に係る3箇年計画を作成し、市長に栗原市園芸振興補助金事業計画書（様式第1号。以下「事業計画書」という。）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の事業計画書を受理したときは、その内容を審査し、事業の承認又は不承認を栗原市園芸振興補助金事業（承認・不承認）決定書（様式第2号）により通知するものとする。

(平22告示161・一部改正)

(交付申請)

第4条 前条の規定により事業の承認を得た農業者団体等は、補助金の交付を受けようとするときは、事業を実施する年度ごとに、規則第3条に規定する補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第3号）
- (2) 収支予算書（様式第4号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、第3条の規定により承認した事業計画書の内容に適合すると認めるときは、速やかに、補助金の額を決定するものとする。

2 前項の場合において、適正な補助金交付を行うため必要があるときは、補助金の交付に関し、次の条件を付すことができる。

- (1) 事業の内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 事業の遂行が困難であると認める特別な理由が生じた場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(実績報告)

第6条 補助金に係る事業が完了した農業者団体等は、速やかに、規則第7条に規定する補助金等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第5号）又はこれに代わる書類
- (2) 事業実績書（様式第6号）又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告の審査等)

第7条 市長は、補助金等実績報告書の提出を受けたときは、その事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合しているか調査しなければならない。

(補助金の取消等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた農業者団体等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、又は補助金を減額し、若しくは事業の内容改善を命じることができる。

- (1) 第5条各号に定める条件を守らないとき。
- (2) 前条の調査の結果、補助金を交付することが適当でないと認められるとき。

2 前項に定めるもののほか、市長は、園芸新規就農者支援事業を実施する認定就農者が、第3条の規定により承認を得た事業計画書の事業計画期間内にその事業を中止し、又は事業から撤退したときは、当該期間内に交付した補助金を返還させなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
(栗原市瀬峰地区園芸振興担い手育成支援事業実施要綱及び栗原市花山地区特産振興促進事業費補助金交付要綱の廃止)
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
 - (1) 栗原市瀬峰地区園芸振興担い手育成支援事業実施要綱（平成17年栗原市告示第94号）
 - (2) 栗原市花山地区特産振興促進事業費補助金交付要綱（平成17年栗原市告示第95号）

附 則（平成22年10月22日告示第161号）

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に改正前の栗原市園芸振興補助金交付要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、改正後の栗原市園芸振興補助金交付要綱の相当の規定によってしたものとみなす。

別表 (第2条関係)

(平22告示161・一部改正)

事業名	事業主体	採択要件	補助対象経費等	補助率等
園芸振興品目導入事業	生産組織等の団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 栗原市園芸振興計画に定める園芸振興作物を導入すること 2 導入する園芸振興作物の販売を目的とすること 	園芸作物導入に係る種子・苗木等の購入費 購入費（50万円を超えるときは、50万円とする。）に右欄に掲げる事業年度ごとの補助率を乗じて得た額のうち市長が定める額を補助するものとする。	初年度 30パーセント以内 2年度目 20パーセント以内 3年度目 10パーセント以内
園芸新規就農者支援事業	新規就農者	<ol style="list-style-type: none"> 1 認定就農者であること 2 新規に就農した日の属する年度から起算し、3箇年以内であること 3 栗原市園芸振興計画に定める園芸振興作物を導入すること 4 導入する園芸振興作物の販売を目的とすること 		初年度 50パーセント以内 2年度目 30パーセント以内 3年度目 10パーセント以内

様式第1号(第3条関係)

栗原市園芸振興補助金事業計画書

年 月 日

栗原市長 殿

住 所
氏 名 ㊦
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

栗原市園芸振興補助金事業を下記の内容で実施いたしたく事業計画書を提出いたしますので、承認くださいますようお願いいたします。

記

1 事業名

- ①園芸振興品目導入事業 ②園芸新規就農者支援事業

2 事業内容(3箇年度間の事業概要)

事業年度	品 目 名	作付予定面積 (a)	生産者数 (人)	販売予定数量 (kg)	備 考
年度					
年度					
年度					

3 事業明細

事業に関する書類等を添付願います。

- ①生産予定者名簿(作付予定面積・販売予定数量含む。)
②その他

様式第2号(第3条関係)

栗原市園芸振興補助金事業(承認・不承認)決定書

年 月 日

様

栗原市長

年 月 日付で栗原市園芸振興補助金事業計画書の提出があった件について、(承認・不承認)と決定したので通知します。

※不承認の場合理由を明記すること。

様式第3号(第4条関係)

栗原市園芸振興補助金〔園芸振興品目導入事業〕
〔園芸新規就農者支援事業〕実施計画書

年 月 日

栗原市長 殿

住 所
氏 名 ㊦
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

〔園芸振興品目導入事業〕
〔園芸新規就農者支援事業〕を実施いたしたく実施計画書を提出いたします。

1 事業内容

品目(種子・苗木)	数 量	単価(円)	金額(円)	購 入 先

2 販売計画

品 目	販売時期(月)	販 売 先	備 考

3 その他

※ 関係する書類等(購入明細書等)を添付すること。

様式第4号(第4条関係)

栗原市園芸振興補助金〔園芸振興品目導入事業〕
〔園芸新規就農者支援事業〕収支予算書

1 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度決算見込額	比較増減	備 考
市 補 助 金				
自 己 資 金				
計				

2 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度決算見込額	比較増減	備 考
計				

様式第5号(第6条関係)

栗原市園芸振興補助金〔園芸振興品目導入事業〕
〔園芸新規就農者支援事業〕収支決算書

1 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	備 考
市 補 助 金				
自 己 資 金				
計				

2 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	備 考
計				

様式第6号(第6条関係)

栗原市園芸振興補助金〔園芸振興品目導入事業〕
〔園芸新規就農者支援事業〕実績書

1 購入実績

品目(種子・苗木)	数量	単価(円)	金額(円)	購入先

2 販売実績

品目	収穫量(kg)	販売額(円)	販売先	備考
計				

3 その他

※ 関係する書類等(購入明細・販売明細等)を添付すること。

様式第1号 (第3条関係)

(平22告示161・一部改正)

様式第2号 (第3条関係)

(平22告示161・一部改正)

様式第3号 (第4条関係)

(平22告示161・一部改正)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第6条関係)